

令和2年10月30日 招集

10月定例総会議事録

新潟市西蒲区農業委員会

新潟市西蒲区農業委員会令和2年10月定例総会議事録

- 1 開催日時 令和2年10月30日(金) 午前10時から
- 2 開催場所 新潟市立総合教育センター大研修室(西川出張所庁舎3階)

3 出席農業委員 (18人)

- | | | |
|------------|------------|-----------|
| 1番 武田 要一郎 | 2番 小林 喜一郎 | 3番 間宮 一 |
| 4番 草野 伸一 | 5番 長谷川 浩成 | 6番 廣川 浩 |
| 7番 清水 和子 | 8番 土田 正志 | 9番 棚邊 友衛 |
| 11番 大島 伸吾 | 12番 阿部 マサ子 | 13番 笠原 和仁 |
| 14番 増井 勝 | 15番 小野塚 彦榮 | 16番 田邊 重夫 |
| 17番 楨田 士農夫 | 18番 吉田 浩 | 19番 田中 一男 |

4 欠席農業委員

- 10番 堀内 多計司

5 出席農地利用最適化推進委員 (9人)

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 5番 鈴木 隆 | 6番 青柳 一 | 7番 大滝 幸子 |
| 9番 尾張部 満 | 12番 野澤 和吉 | 16番 赤川 勢一 |
| 17番 小林 克巳 | 25番 高橋 忠雄 | 27番 長谷川 一利 |

6 農業委員会事務局出席職員

- | | |
|------------|--------------|
| 事務局長 上原 文昭 | 事務局次長 佐々木 徹 |
| 農地係長 宮川 一也 | 農政振興係長 佐藤 政道 |

7 議事日程

- (1) 開 会
- (2) 議 事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事(農地部会所掌)

議案第36号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

- 議案第 3 7 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について
- (追加) 議案第 3 9 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について
- 報 告 事 項 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- 報 告 事 項 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
- 報 告 事 項 農地の転用事実に関する照会書について
- 報 告 事 項 農地法第 5 条転用届出に関する受理について
- 日程第 3 議事 (農政振興部会所掌)
- 議案第 3 8 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
- 報 告 事 項 新潟市農用地利用配分計画 (案) について

(3) その他

(4) 閉 会

8 会議の概要

開会時間：午前 1 0 時

事務局長	定刻になりましたので、これより 1 0 月定例総会を開催いたします。 開会にあたり間宮会長から開会のあいさつをお願いいたします。
会 長	<間宮会長あいさつ>
事務局長	ありがとうございました。 それでは、議事に入らせていただきます。 なお、本日 1 0 番 堀内委員より欠席の連絡が入っておりますが、会議規則第 4 条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告いたします。 また、合わせて 9 名の農地利用最適化推進委員の皆さんからご出席いただいておりますことをご報告いたします。 それでは会議規則第 5 条の規定によりまして、間宮会長から議長をお願いいたします。
議長 (会長)	それでは議事日程に従い会議を進めます。 はじめに、日程第 1、議事録署名委員の指名についてお諮りします。 議事録署名委員につきましては、議長である私に一任いただけますでしょうか。

	(異議なし)
議長 (会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、18番、吉田浩委員、19番、田中一男委員を指名いたします。</p> <p>引き続き日程第2、議事に入ります。</p> <p>最初は、農地部会所掌に関する議事でありますので、議長を増井農地部会長と交代いたします。</p>
	<間宮会長は自席へ、増井農地部会長が議長席へ>
議長 (農地部会長)	<p>それでは、農地部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。</p> <p>議案第36号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、議案第37号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、議案第39号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、以上3件を一括して、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (農地係長)	<p>農地係の宮川でございます。私の方から議案の説明をさせていただきます。</p> <p>議案第36号、37号の転用案件につきましては、事前に配布いたしました「転用補足説明資料」と併せてご覧ください。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>議案第36号「農地法第4条許可申請に関する処分決定について」ご説明を申し上げます。</p> <p>1号案件は、渦東地区において、現在東区にお住いの転用事業者が、相続により取得した家・屋敷及び農地を今後管理して行くうえで必要となる駐車場及び資材置場を申請地に整備し、住宅地の拡張を行う計画でございます。</p> <p>以上の転用案件につきましては、立地基準、一般基準からなる「転用許可基準」に照らし合わせ、許可要件を満たしていることを確認しております。</p> <p>調査委員会に付託されている案件でございます。</p> <p>続いて、議案書2ページをご覧ください。</p> <p>議案第37号「農地法第5条許可申請に関する処分決定について」ご説明を申し上げます。</p> <p>1号案件は、岩室地区において、換気部材の製造、販売を営む転用事業者が、工場の増設に伴い不足となった従業員駐車場を確保するため、申請地を売買により買い受け、駐車場の造成を行う計画でございます。</p> <p>2号案件は、岩室地区において、転用事業者は、実家で3世代7人で暮らしておりますが、子供が大きくなり実家が手狭となっていることから、申請地を父より使用貸借により借り受け、個人住宅を建築し、親子5人で移り住む計画でございます。</p> <p>3号案件は、渦東地区において、昨年10月より事業所の隣接にある申請地の一部を従業員駐車場として無断使用してきた転用事業者が、この度、違反転用を解消するため、申請地を代表の父より使用貸借により借り受け、農地法に基づき転用申請を行い、不足している従業員駐車場の増設を行う計画でございます。</p> <p>4号案件は、中之口地区において、現在、三条市内のアパートにお住いの転用事業者が、子供が生まれたことを機に将来のことを考え、実家近くにある申請地を祖父より使用貸借により借り受け、個人住宅を建築し、移り住む計画でございます。</p> <p>続きまして、3ページをご覧ください。</p>

	<p>5号案件は、巻地区において、不動産業を営む転用事業者が、営業の一環として、自宅で不動産に係る講習会を開く際に来客者用駐車場が必要となるため、申請地を売買により買い受け、駐車場を造成する計画でございます。</p> <p>これらの転用案件につきましては、立地基準、一般基準からなる「転用許可基準」に照らし合わせ、許可要件を満たしていることを確認しております。いずれも、調査委員会に付託されている案件でございます。</p> <p>続きまして、議案第39号「農地法第3条許可申請に関する意見決定について」ご説明を申し上げます。本日お配りいたしました追加議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1号案件は、岩室地区において、遠方に住み管理のできなくなった申請地を隣地に住む譲受人へ贈与するものでございます。</p> <p>2号案件は、西川地区において、譲受人が、申請地を買い受け規模拡大を図るものでございます。</p> <p>3号案件は、湯東地区において、離農を考えた譲渡人が、隣地耕作者である譲受人へ贈与するものでございます。</p> <p>2ページ4号案件は、巻地区において、譲受人が、今まで耕作を行ってきた申請地を譲渡人からの申し出により買い受け、規模拡大を図るものでございます。</p> <p>5号案件は、巻地区において、譲受人が、申請地を買い受け規模拡大を図るものでございます。</p> <p>以上の申請案件につきましては、「地区担当委員」が現地確認済みであり、農地法第3条第2項に照らし合わせ該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>議長（農地部会長）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>引き続き、調査委員会の結果について、委員長から報告をお願いします。</p>
<p>11番（大島伸吾委員）</p>	<p>それでは、去る27日区役所301会議室で行われました調査委員会における聴取案件について報告します。</p> <p>出席委員は8名で、調査委員長は、わたくし大島伸吾が務めました。</p> <p>聴取案件は、農地法第4条許可申請1件、農地法第5条許可申請5件でありました。</p> <p>別添の「調査委員長報告書」をご覧ください。</p> <p>ここに記載のとおり、申請案件について、申請人から申請理由等を聴取し、審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致しました。</p> <p>また、追加議案書1ページ及び2ページの農地法第3条許可申請に関する意見決定の件についてであります。事前に担当地区委員より現地調査を行っていただき、調査委員会に付託する案件はありませんでしたが、現地調査確認調書に基づき審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致しました。以上で報告を終わります。</p>
<p>議長（農地部会長）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局の説明、調査委員長の報告が終わりました。</p> <p>ただいまの説明、報告にご意見、ご質問はありませんか。</p>

	(意見・質問なし)
議長（農地部 会長）	皆さんから意見、質問がありませんので、これより採決に移ります。 最初に、議案第36号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について採決します。 申請を許可することに異議はありませんか。
	(異議なし)
議長（農地部 会長）	皆さんから異議がありませんので、許可と決定します。 続きまして、議案第37号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、採決します。 申請を許可することに異議はありませんか。
	(異議なし)
議長（農地部 会長）	皆さんから異議がありませんので、許可と決定します。 続きまして、議案第39号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、採決します。 提案のとおり許可相当とすることに異議はありませんか。
	(異議なし)
議長（農地部 会長）	皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、新潟市長へ回答いたします。 続きまして、報告事項に移ります。 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農地の転用事実に関する照会書について、農地法第5条転用届出に関する受理について、以上5件を一括して、事務局の説明をお願いします。
事務局（農地 係長）	私の方から、議案書の報告事項の説明をさせていただきます。 議案書4ページをご覧ください。 「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご報告を申し上げます。 まず、岩室地区でございます。 4ページ1号から6ページ11号の11件 88筆 32,365.76㎡が、この度の解約地となっております。 続きまして、西川地区でございます。 6ページ12号から7ページ14号の3件 3筆 3,037㎡が、この度の解約地となっております。 続きまして、潟東地区でございます。 7ページ15号、16号の2件 5筆 4,551㎡が、この度の解約地となっております。 続きまして、中之口地区でございます。 7ページ17号から8ページ21号の5件 43筆 57,192㎡が、この度の解約地となっております。

	<p>続きまして、巻地区でございます。</p> <p>9ページ22号から25号の4件 35筆 27,585㎡が、この度の解約地となっております。</p> <p>続きまして、10ページをご覧ください。</p> <p>「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご報告を申し上げます。</p> <p>相続により農地を農地法の許可を得ることなく権利移動したものについて、8件の届出があり、受理をいたしましたのでご報告を申し上げます。</p> <p>なお、当委員会への利用権設定等の斡旋希望はございませんでした。</p> <p>続きまして、11ページをご覧ください。</p> <p>「農地の転用事実に関する照会書について」ご報告を申し上げます。</p> <p>1号、2号につきましては、新潟地方法務局から「地目認定」の照会があり、いずれも「非農地」として回答いたしましたのでご報告申し上げます。</p> <p>続きまして、12ページをご覧ください。</p> <p>「農地法第5条 転用届出に関する受理について」ご報告を申し上げます。</p> <p>1号は、岩室地区において、「個人住宅建築敷地」として転用の届け出があり、受理をいたしましたのでご報告申し上げます。</p> <p>2号は、西川地区において、個人住宅建築敷地として、3号は、共同住宅建築敷地としてそれぞれ届け出があり、受理をいたしましたのでご報告を申し上げます。</p> <p>以上で報告事項の説明を終わります。皆様よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告にご質問はありませんか。</p>
	(質問なし)
議長（農地部会長）	<p>皆さんから質問がありませんので、事務局報告のとおり承認と決定します。</p> <p>以上で農地部会所掌の議事は終了しました。</p> <p>議長を吉田農政振興部会長と交代します。</p>
	<増井農地部会長は自席へ、吉田農政振興部会長が議長席へ>
議長（農政振興部会長）	<p>それでは農政振興部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。</p> <p>議案第38号新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局（農政振興係長）	<p>お疲れさまです。それでは、お手元の議案書の議案第38号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>議案第38号は、(2-1:一般案件)と(2-2:農地中間管理事業関連)の2分冊で構成されています。</p> <p>まず、はじめに(2-1:一般案件)を、お願いいたします。</p> <p>表紙をめくっていただきまして、「令和2年 利用権促進事業地区別実績表」の「新規分」でございます。</p> <p>利用権設定の契約期間3年は、巻地区、2件、畑、557㎡です。</p> <p>契約期間10年は、潟東地区、1件、畑、601㎡、中之口地区 4件、田、32,907㎡、合計 5件で、田畑の計 33,508㎡です。</p> <p>以上、新規の合計は 7件、田畑の計 34,065㎡でございます。</p>

	<p>詳細につきましては、1 ページ1 号から2 ページ7 号に記載のとおりでございます。</p> <p>次に所有権移転です。実績表右側をご覧ください。上段が交換、下段が売買でございますが、今月は、交換はございませんでした。</p> <p>売買は、潟東地区、4 件、田、12,210 ㎡、巻地区、1 件、畑、1,337 ㎡、合計 5 件で、田畑の計 13,547 ㎡でございます。</p> <p>詳細につきましては、3 ページ1 号から5 号に記載のとおりでございます。実績表の2 ページ目は、今ほどの合計表でございますので、説明は省略させていただきます。なお、4 ページ1 号は、利用権の移転で耕作者の変更でございます。</p> <p>続きまして、新潟市農用地利用集積計画の決定について(2-2:農地中間管理事業関連)をお願いいたします。</p> <p>表紙をめくっていただきまして、「令和2年 利用権促進事業(農地中間管理事業)地区別実績表の「新規分」」でございます。</p> <p>契約期間10年(の区分)のみで、岩室地区 6 件、田、11,276 ㎡、西川地区 1 件、田、19,574 ㎡、畑、715 ㎡、計、20,289 ㎡、潟東地区 2 件、田、50,296 ㎡、中之口地区 2 件、田、19,214 ㎡、巻地区 2 件、田、2,376 ㎡、畑、5 ㎡、計、2,381 ㎡、合計 13 件で、田畑の計 103,456 ㎡でございます。詳細につきましては、1 ページ1 号から、3 ページ13 号に記載のとおりでございます。</p> <p>実績表の2 ページ目は、今ほどの合計表ですので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、(2-1:一般案件)及び(2-2:農地中間管理事業関連)いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすと考えられるものがございます。ご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長(農政振興部会長)	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただ今の説明にご意見、ご質問はありませんか。</p>
	(意見・質問なし)
議長(農政振興部会長)	<p>皆さんからご意見、ご質問がありませんので、これより採決に移ります。</p> <p>提案のとおり承認することに異議はありませんか。</p>
	(異議なし)
議長(農政振興部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、事務局提案のとおり決定とします。</p> <p>なお、決定された計画は、令和2年11月16日に公告の予定です。</p> <p>引き続いて、報告事項に移ります。</p> <p>報告事項、新潟市農用地利用配分計画(案)について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局(農政振興係長)	<p>それでは、別冊の報告事項「新潟市農用地利用配分計画(案)について」をお願いいたします。表紙をめくっていただきまして、地区別実績表でございます。</p> <p>契約期間10年(の区分)のみで、岩室地区 6 件、田、11,276 ㎡、西川地区 1 件、田、19,574 ㎡、畑、715 ㎡、計、20,289 ㎡、潟東地区 2 件、田、50,296 ㎡、中之口地区 2 件、田、19,214 ㎡、巻地区 2 件、田、2,376 ㎡、</p>

	<p>畑、5㎡、計、2,381㎡、合計 13件で、田畑の計 103,456㎡でございます。詳細につきましては、1ページ1号から、3ページ13号に記載のとおりでございます。</p> <p>実績表の2ページ目は、今ほどの合計表ですので、説明は省略させていただきます。</p> <p>先ほどの議案第38号の農用地利用集積計画により、出し手から機構に貸借したもので、利用配分計画(案)を作成した内容となっております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長（農政振興部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告に質問はありませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
議長（農政振興部会長）	<p>皆さんから質問がありませんので、事務局報告のとおり承認することに決定します。</p> <p>以上で農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を間宮会長と交代します。</p>
	<p><吉田農政振興部会長は自席へ、間宮会長が議長席へ></p>
議長（会長）	<p>増井農地部会長、吉田農政振興部会長、ありがとうございました。</p> <p>以上で、議事として提案した案件は終了いたしました。</p> <p>引き続き、その他の案件に入ります。</p> <p>最初に、令和2年産米の制度別検査実績について、土田委員より報告をお願いします。</p>
土田委員	<p>(資料に基づいて説明)</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、10月で私が参加した会議は14日の会長研修会でしたが、その中で前から言っておいたことが内定しました。農業者年金の下限が、令和4年の5月から、60歳を65歳に引き上げられるということです。</p> <p>あとは事務局よりお願いします。</p>
事務局（次長）	<p>私より10月の会務報告及び11月の業務予定について報告いたします。</p> <p>資料1をご覧ください。10月の会務報告は、ご覧のとおりです。</p> <p>次に、裏面が現時点での11月の業務予定となっております。</p> <p>11月10日・11日は県外視察研修です。参加を予定されている委員の皆さんに、視察研修のしおりを本日配付しております。</p> <p>次に、11月19日は令和2年度の新潟県農業委員会大会が、三条市の燕三条地場産業振興センターメッセピアで開催されます。内容については、事前に配付した案内のとおりですが、案内にもありますとおり、新型コロナウイルス対応のため、今回は農業委員及び各地区より推進委員1名ずつの参加とさせていただきます。参加確認書の提出は本日までとなっておりますので、よろしくお願いします。</p>

	<p>次に、11月の調査委員会は11月25日（水）の開催で、第2調査委員会の委員の皆さんが担当となります。よろしくお願いします。</p> <p>続きまして、11月の定例総会は30日（月）となります。また、定例総会終了後に全委員研修会を実施する予定です。全委員研修会の開催については、9月30日の代表者会議において承認されたもので、内容は事前に配付した案内のとおりです。定例総会、全委員研修会の会場はいずれも岩室温泉のゆもとやです。定例総会は午後2時からの開催となります。定例総会終了後は、午後3時頃より同じ会場で全委員研修会を開催します。研修の内容は、スマート農業をテーマとして、新潟市やスマート農業に取り組んでいる生産者等による講演を予定しております。</p>
<p>事務局（農地係長）</p>	<p>私より、農業振興地域制度に関するガイドラインの一部改訂について説明いたします。</p> <p>この度、新潟市農林水産部長より、「新潟市農業振興地域制度に関するガイドライン」の一部改定を行い、制度の円滑かつ適正な運用がなされるよう各農業委員会へ通知がございました。なお、施行は、令和2年10月1日でございます。</p> <p>主な変更箇所につきましては、今改定により、新潟市農業振興地域制度に関するガイドラインの運用における農業用施設の設置に関して、以下の特例を追加するもの、となっております。</p> <p>特例の内容は、2アール未満の農地に農業用施設を設置するときには、例外的に、全ての農地に農用地利用計画の変更承認が終了した後に設置可能とする。このことは、別紙にあります、新潟市農業振興地域制度に関するガイドラインの8ページ下段に記載されております。なお、農地法上は、農地の転用の制限の例外に基づき、2アール未満の農地を農業用施設に供するためには転用の際は、農地転用許可が不要となっております。農用地利用計画変更の承認が得られれば、その農地への農業用施設の設置は可能となります。ただし、農畜産物の加工・販売施設については転用許可が必要となります。</p> <p>この場合の特例利用は、1農業経営体につき1箇所のみとする、ということで限定されております。ただし、農業経営基盤強化促進法に基づき取得した農地をその所有者ではなく、他者が設置しようとするものは、特例としては認められない、としております。また、特例により設置された農業用施設について、再開発によりその施設の拡張を行う際には全体で2アールを超える拡張はできないものとする、とされております。これについては裏面にございます図面で説明をさせていただきます。</p> <p>その他留意事項については、改正事項ではなく付帯事項としてここに乘せてございます。</p> <p>農振の計画変更申請については、事前着工は絶対認めないものであり、他法令との調整未了、違反転用である場合には、解消しない限りにおいて、絶対に認められるものではないというものでございます。以上で説明を終わります。</p>
<p>事務局（次長）</p>	<p>引き続きお話しします。</p> <p>農業経営基盤強化準備金制度の対象資産についてですが、これも本日記付しましたお知らせのとおりです。これについては、新潟県農業会議より周知の依頼がありましたので、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さんにお知らせするものです。</p>

	<p>次に、農業経営発展研修会の開催についてですが、本日配付しました開催要領のとおりとなっております。これは7月の総会でもお知らせし、第1回目は8月19日に開催済みですが、第2回目以降の開催について周知の依頼がありましたので、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さんに、改めてお知らせするものです。</p> <p>次に、資料はありませんが、最近、新潟県内においてもクマの出没による人的被害が、特に山間部を中心に増加の傾向にありまして、ニュースでも報道されているとおりです。これについては、新潟県鳥獣被害対策支援センターよりクマ出没警報が発表され、10、11月をクマ出没警戒強化月間として注意喚起するよう新潟県農業会議にも依頼がありましたので、各農業委員会においても農地パトロールや地域での活動において細心の注意を図るよう周知の依頼が来ております。特に、西蒲区におきましては山間部も少なく、あまり影響はないと思われませんが、委員の皆さんにお知らせするものです。</p>
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 何か質問等がありますか。
	(なし)
議長（会長）	特にないようですので、以上をもちまして10月定例総会を終了します。

閉会時間：午前11時00分

議事録に相違ないことを認める。

議 長 間 宮 一

署名委員 吉 田 浩

署名委員 田 中 一 男

